

## 本号で公布された条例のあらまし

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例（埼玉県条例第五十二号）（経営管理課）

### 一 趣旨

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、地方独立行政法人法第六条第四項及び第四十四条第一項に基づく重要な財産を定める条例を制定する。

### 二 内容

- (一) 不要となった場合に知事の認可を受けて県に納付する重要な財産を県からの出資等に係る財産のうち帳簿価額五十万円以上の財産とする
- (二) 譲渡又は担保に供しようとする場合に知事の認可を受けなければならない重要な財産を予定価格七千万円以上の不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする

### 三 施行期日

令和三年四月一日